

令和元年6月6日開会

①

令和元年第2回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和元年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第87号議案 令和元年度茨城県一般会計補正予算（第1号）	1
第88号議案 茨城県行政組織条例等の一部を改正する条例	3
第89号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	5
第90号議案 茨城県県税条例等の一部を改正する条例	6
第91号議案 取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会条例を廃止する条例	21
第92号議案 茨城県交通安全条例の一部を改正する条例	22
第93号議案 大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例の一部を改正する条例	23
第94号議案 茨城県興行場法施行条例の一部を改正する条例	24
第95号議案 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例	25
第96号議案 茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例の一部を改正する条例	27
第97号議案 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例	28
第98号議案 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	29
第99号議案 水戸市の中核市指定に係る申出について	30
第100号議案 取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査に関する事務の受託の廃止について	31
第101号議案 法人に対する出資について	32
第102号議案 県有財産の売却処分について（茨城中央工業団地（1期地区）事業用地）	33
第103号議案 県有財産の売却処分について（茨城港常陸那珂港区建設機械製造用地）	34
第104号議案 茨城県道路公社の有料道路事業の変更について	35
第105号議案 千葉県道路公社の有料道路事業の変更について	37
報告第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	39

予 算

第87号議案

令和元年度 茨城県一般会計補正予算（第1号）

令和元年度茨城県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,135,767,627千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		25,755,356 ^{千円}	54,160 ^{千円}	25,809,516 ^{千円}
	2 基金繰入金	24,533,747	54,160	24,587,907
歳入合計		1,135,713,467	54,160	1,135,767,627

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保健福祉費		212,004,088 ^{千円}	54,160 ^{千円}	212,058,248 ^{千円}
	6 医薬費	9,030,516	54,160	9,084,676
歳出合計		1,135,713,467	54,160	1,135,767,627

条例・その他

第88号議案

茨城県行政組織条例等の一部を改正する条例

第1条 茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
茨 城 県 水 戸 保 健 所	水 戸 市	水戸市，笠間市，小美玉市 東茨城郡
茨城県ひたちなか保健所	ひたちなか市	常陸太田市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市 那珂郡，久慈郡
茨 城 県 日 立 保 健 所	日 立 市	日立市，高萩市，北茨城市
茨 城 県 潮 来 保 健 所	潮 来 市	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市
茨 城 県 竜 ヶ 崎 保 健 所	竜 ヶ 崎 市	竜ヶ崎市，取手市，牛久市，守谷市，稲敷市 稲敷郡，北相馬郡
茨 城 県 土 浦 保 健 所	土 浦 市	土浦市，石岡市，かすみがうら市
茨 城 県 つ く ば 保 健 所	つ く ば 市	常総市，つくば市，つくばみらい市
茨 城 県 筑 西 保 健 所	筑 西 市	結城市，下妻市，筑西市，桜川市 結城郡
茨 城 県 古 河 保 健 所	古 河 市	古河市，坂東市 猿島郡

第2条 感染症診査協議会条例（平成11年茨城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「(前条に規定する協議会にあっては，同条各号に掲げる関係の保健所)」を削り，同条を第2条とし，第4条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第3条 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表7の3の項中「児童福祉法（」の次に「昭和22年法律第164号。」を加え，「法」という。）及び」を「法」という。）」に改め，「政令」という。）の次に「及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。）」を加え，同項中第16号を第20号とし，第4号から第15号までを4号ずつ繰り下げ，同項第3号中「(1)」を「(5)」に，「(4)，(5)及び(10)」を「(8)，(9)及び(20)」に改め，同号を同項第7号とし，同項中第2号を第6号とし，同項第1号中「(2)及び(6)」を「(6)及び(10)」に改め，同号を同項第5号とし，同項に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

- (1) 法第19条の3第3項の規定による医療費支給認定の申請の受理，審査（省令第7条の9第2項ただし書の規定による確認に限る。）及び知事への送付
- (2) 法第19条の5第2項前段の規定による医療費支給認定の変更の認定の申請の受理，審査（省令第7条の27第2項

ただし書の規定による確認に限る。)及び知事への送付

(3) 法第19条の5第2項後段の規定による医療受給者証の受理及び知事への送付

(4) 法第19条の6第2項の規定による医療受給者証の返還の受理及び知事への送付

第2条の表7の3の項に次の4号を加える。

㉑) 省令第7条の9第3項の規定による届出の受理及び知事への送付

㉒) 省令第7条の9第4項ただし書の規定による確認

㉓) 省令第7条の23第1項の規定による医療受給者証の再交付の申請の受理及び知事への送付

㉔) 省令第7条の23第4項の規定による医療受給者証の返還の受理及び知事への送付

第2条の表7の3の項市町村の欄中「(1)から(6)まで及び(16)の事務については」を「(1)から(4)まで及び(21)から(24)までの事務については常総市及び坂東市、(5)から(10)まで及び(20)の事務については」に、「(1)から(6)まで及び(16)の事務のうち」を「(5)から(10)まで及び(20)の事務のうち」に、「(3)から(5)まで及び(16)」を「(7)から(9)まで及び(20)」に、「(7)」を「(11)」に、「(8)」を「(12)」に、「(15)」を「(19)」に、「(9)」を「(13)」に、「(14)」を「(18)」に改める。

第2条の表中14の項を13の3の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>14 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条第1項の規定による支給認定の申請の受理、審査（省令第12条第2項ただし書の規定による確認に限る。）及び知事への送付</p> <p>(2) 法第10条第2項前段の規定による支給認定の変更の認定の申請の受理、審査（省令第33条第2項ただし書の規定による確認に限る。）及び知事への送付</p> <p>(3) 法第10条第2項後段の規定による医療受給者証の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 法第11条第2項の規定による医療受給者証の返還の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 省令第13条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 省令第13条第3項ただし書の規定による確認</p> <p>(7) 省令第26条の規定による医療受給者証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 省令第27条第3項の規定による医療受給者証の返還の受理及び知事への送付</p>	<p>常総市、坂東市</p>
---	----------------

付 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第89号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の96の項中「20,600円」を「20,700円」に改め、同表の263の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表の274の項中「5,900円」を「6,000円」に、「5,200円」を「5,300円」に改め、同表の275の項中「2,600円」を「2,700円」に改め、同表の276の項中「2,000円」を「2,100円」に改める。

別表第5の2の項中「6,500円」を「6,600円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「3,600円」を「3,700円」に改め、同表の4の項中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に、「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に、「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改め、同表の5の項及び6の項中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表の7の項中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改め、同表の8の項中「17,900円」を「18,200円」に、「8,900円」を「9,200円」に、「11,900円」を「12,100円」に、「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の9の2の項中「19,200円」を「19,300円」に改め、同表の10の項中「17,700円」を「17,900円」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第90号議案

茨城県県税条例等の一部を改正する条例

(茨城県県税条例の一部改正)

第1条 茨城県県税条例(昭和25年茨城県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第40条の5第1項第1号ウ中「によつて」を「により」に改め、同号ウの表中「100分の1.9」を「100分の0.4」に、「100分の2.7」を「100分の0.7」に、「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の7.3」を「100分の5.3」に、「100分の9.6」を「100分の7」に改め、同条第2項中「100分の1.3」を「100分の1」に改め、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「100分の9.6」を「100分の7」に改める。

第65条第1項中「法第157条第1項各号」を「次」に、「において準用する」を「において読み替えて準用する」に改め、「及び法第157条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号イ及びロに該当する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。次項において同じ。)(法第149条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第157条第1項各号に掲げる自動車
- (2) 法第157条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号イからハマまでに該当する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。次項第2号において同じ。)

第65条第2項中「法第157条第2項各号」を「次」に改め、「及び法第157条第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号イに該当する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車(前項及び法第149条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第157条第2項各号に掲げる自動車
- (2) 法第157条第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号イからハマまでに該当する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車

第71条の9第1項第1号ア(ア)中「。以下この条」の次に「及び付則第18条の2第1項」を加え、「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のもの(以下この条において「電気自動車」という)を「電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この項及び次項並びに付則第18条の2第1項及び第2項において同じ)」に改め、同号イ(イ)中「29,500円」を「25,000円」に改め、同号イ(イ)中「34,500円」を「30,500円」に改め、同号イ(イ)中「39,500円」を「36,000円」に改め、同号イ(イ)中「45,000円」を「43,500円」に改め、同号イ(イ)中「51,000円」を「50,000円」に改め、同号イ(イ)中「58,000円」を「57,000円」に改め、同号イ(イ)中「66,500円」を「65,500円」に改め、同号イ(イ)中「76,500円」を「75,500円」に改め、同号イ(イ)中「88,000円」を「87,000円」に改め、同号イ(イ)中「111,000円」を「110,000円」に改め、同項第5号イ(イ)中「23,600円」を「20,000円」に改め、同号イ(イ)中「27,600円」を「24,400円」に改め、同号イ(イ)中「31,600円」を「28,800円」に改め、同号イ(イ)中「36,000円」を「34,800円」に改め、同号イ(イ)中「40,800円」を「40,000円」に改め、同号イ(イ)中「46,400円」を「45,600円」に改め、同号イ(イ)中「53,200円」を「52,400円」に改め、同号イ(イ)中「61,200円」を「60,400円」に改め、同号イ(イ)中「70,400円」を「69,600円」に改め、同号イ(イ)中「88,800円」を「88,000円」に改め、同号ウ(ウ) a 中「26,500円」を「24,000円」に改める。

第71条の19第1項第5号中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客

自動車運送事業（付則第17条の11第1項において「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）に改める。

付則第17条の10に次の1項を加える。

- 2 自家用の乗用車に対する第65条第2項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

付則第17条の10の次に次の2条を加える。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第17条の11 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、法附則第12条の2の13第1項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。）で最初の第62条第3項に規定する新規登録（以下この条から付則第18条の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

- 2 路線バス等のうち、法附則第12条の2の13第2項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）」から650万円（乗車定員30人未満の付則第17条の11第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

- 3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第12条の2の13第3項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）」から100万円を控除して得た額」とする。

- 4 法附則第12条の2の13第4項各号に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（次項及び第6項において「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（次項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（次項及び第7項において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則附則第4条の11第7項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）」から525万円を控除して得た額」とする。

- 5 法附則第12条の2の13第5項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、法附則第12条の2の13第5項第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同項第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第64条中「（という。）」とあるのは、「（という。）」から350万円を控除して得た額」とする。

- 6 法附則第12条の2の13第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のい

ずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から350万円を控除して得た額」とする。

7 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項において同じ。）が5トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）若しくはバス（同条第9項に規定するものに限る。）（以下この項において「バス等」という。）又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、同法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準（法附則第12条の2の13第4項第1号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安基準をいう。）に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第16項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から175万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第68条第1項又は第69条第1項若しくは第2項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第17項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（県税事務所長に対する軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務の委任）

第17条の12 知事は、法附則第29条の10第1項の規定により、当分の間、知事が行うものとされた軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務を、当該環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場の所在地に係る自動車税の環境性能割に係る徴収金の賦課徴収に関する事項を管轄する県税事務所長に委任する。

付則第18条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同条中「平成31年度分」を「同項各号に定める年度以後の年度分」に改め、同条の表第1項第1号イの項を削り、同表第1項第5号イの項中「23,600円」を「20,000円」に、「27,100円」を「23,000円」に、「27,600円」を「24,400円」に、「31,700円」を「28,000円」に、「31,600円」を「28,800円」に、「36,300円」を「33,100円」に、「36,000円」を「34,800円」に、「41,400円」を「40,000円」に、「40,800円」を「40,000円」に、「46,900円」を「46,000円」に、「46,400円」を「45,600円」に、「53,300円」を「52,400円」に、「53,200円」を「52,400円」に、「61,100円」を「60,200円」に、「61,200円」を「60,400円」に、「70,300円」を「69,400円」に、「70,400円」を「69,600円」に、「80,900円」を「80,000円」に、「88,800円」を「88,000円」に、「102,100円」を「101,200円」に改め、同表第1項第5号ウの項中「26,500円」を「24,000円」に、「30,400円」を「27,600円」に改め、同条に次の2項を加える。

2 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第71条の9の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第71条の12第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第71条の9の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円

	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円

	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号ア	12,000円	3,000円
第1項第5号イ	20,000円	5,000円

	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
第1項第5号ウ	24,000円	6,000円
	第1号	付則第18条第2項の規定による読替え後の第1号
	16,700円	4,500円
	第2号	付則第18条第2項の規定による読替え後の第2号
	9,000円	2,500円
	18,500円	5,000円
	11,500円	3,000円
	25,500円	6,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第3項	同号ア(ア)	付則第18条第2項の規定による読替え後の同号ア(ア)

3 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車に対する第71条の9の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第71条の12第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第71条の9の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号イ	25,000円	12,500円
	30,500円	15,500円
	36,000円	18,000円
	43,500円	22,000円
	50,000円	25,000円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	75,500円	38,000円
	87,000円	43,500円
	110,000円	55,000円
第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円

	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号	4,500円	2,500円

	6,000円	3,000円
第1項第5号ア	12,000円	6,000円
第1項第5号イ	20,000円	10,000円
	24,400円	12,500円
	28,800円	14,500円
	34,800円	17,500円
	40,000円	20,000円
	45,600円	23,000円
	52,400円	26,500円
	60,400円	30,500円
	69,600円	35,000円
	88,000円	44,000円
第1項第5号ウ	24,000円	12,000円
	第1号	付則第18条第3項の規定による読替え後の第1号
	16,700円	8,500円
	第2号	付則第18条第3項の規定による読替え後の第2号
	9,000円	4,500円
	18,500円	9,500円
	11,500円	6,000円
	25,500円	13,000円
第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円
第3項	同号ア(ア)	付則第18条第3項の規定による読替え後の同号ア(ア)

付則第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法（以下この項において「平成28年改正前の法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの（同日ま

で初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において第61条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第71条の9第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| (1) 総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車 | 年額 29,500円 |
| (2) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの | 年額 34,500円 |
| (3) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの | 年額 39,500円 |
| (4) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの | 年額 45,000円 |
| (5) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの | 年額 51,000円 |
| (6) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの | 年額 58,000円 |
| (7) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの | 年額 66,500円 |
| (8) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの | 年額 76,500円 |
| (9) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの | 年額 88,000円 |
| (10) 総排気量が6リットルを超えるもの | 年額 111,000円 |

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車を除く。）のうち、法附則第12条の3第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	29,500円	33,900円
第2号	34,500円	39,600円
第3号	39,500円	45,400円
第4号	45,000円	51,700円
第5号	51,000円	58,600円
第6号	58,000円	66,700円
第7号	66,500円	76,400円
第8号	76,500円	87,900円
第9号	88,000円	101,200円
第10号	111,000円	127,600円

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、法附則第12条の3第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第71条の12第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	29,500円	7,500円
第2号	34,500円	9,000円
第3号	39,500円	10,000円
第4号	45,000円	11,500円
第5号	51,000円	13,000円
第6号	58,000円	14,500円
第7号	66,500円	17,000円
第8号	76,500円	19,500円
第9号	88,000円	22,000円
第10号	111,000円	28,000円

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、法附則第12条の3第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第71条の12第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	29,500円	15,000円
第2号	34,500円	17,500円
第3号	39,500円	20,000円
第4号	45,000円	22,500円
第5号	51,000円	25,500円
第6号	58,000円	29,000円
第7号	66,500円	33,500円
第8号	76,500円	38,500円
第9号	88,000円	44,000円
第10号	111,000円	55,500円

付則第26条の2の見出し中「の敷地」を削り、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「によつて」を「により」に、「第11条の6第2項」を「第11条の7第5項」に、「同条第2項」を「同条第5項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第11条の6第1項」を「震災特例法第11条の7第4項」に、「によつて」を「により」に改め、「(同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)」及び「(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)」を削り、「附則第44条の2第1項」を「附則第44条の2第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供され

ている土地等（震災特例法第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、付則第12条中「法附則第34条の」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えられた法附則第34条の」と、「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えられた法附則第34条第1項」と、付則第12条の2第2項中「法附則第34条の2第2項、第3項及び第7項から第12項まで」とあるのは「法附則第34条の2第2項及び第7項から第12項まで並びに法附則第44条の2第1項の規定により読み替えられた法附則第34条の2第3項」と、付則第14条中「法附則第35条」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えられた法附則第35条」として、付則第12条、付則第12条の2又は付則第14条の規定を適用する。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた付則第12条、付則第12条の2又は付則第14条の規定を適用する。

付則第33条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の環境性能割の免除）

- 第33条の2 県は、法附則第53条の2第2項第1号に規定する自動車等持出困難区域（以下この項及び次条第5項において「自動車等持出困難区域」という。）内の法附則第53条の2第2項に規定する自動車等（以下この項及び次条第5項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第62条第1項又は法第444条第1項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び次条第1項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第53条の2第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等（以下この項及び次条第5項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 県は、自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

- 3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

- 4 第2項の規定による申請をする者は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

付則第34条を次のように改める。

(東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の免除)

第34条 県は、施行令附則第32条第4項に規定する者が、前条第1項の規定の適用を受けることとなった場合には、法附則第54条第1項各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 県は、自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなったときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 知事は、前項の規定により自動車税の種別割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

4 第2項の規定による申請をする者は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

5 対象区域内自動車等(第61条第1項に規定する自動車であるものに限る。以下この項において同じ。)が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車等は、第61条第1項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

第2条 茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第22条の3第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第41条の13の6の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第1項中「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は」を削り、「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に、「第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「(昭和55年法律第65号)」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の次に「。以下この項において「農地売買事業」というを加え、「定める」を「規定する」に、「にあつては」を「には」に、「(これらの土地の取得の日)」を「(同日)」に、「土地改良法による」を「土地改良法第2条第2項に規定する」に、「同法第2条第2項第2号」を「同項第2号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第2項中「農地利用集積円滑化団体等が」を「農地中間管理機構が」に、「定める」を「規定する」に、「当該取得の日」を「同日」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改める。

付則第18条に次の1項を加える。

4 法附則第12条の3第2項(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第71条の9第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表右欄中に掲げる字句とする。

付則第18条の2第3項及び第4項を削る。

(茨城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 茨城県県税条例等の一部を改正する条例(平成28年茨城県条例第52号)の一部を次のように改正する。

付則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

付則第3条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

付則第7条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する令和元年度分の自動車税の種別割に係る元年新条例第71条の12第4項の規定の適用については、同項ただし書中「，法令」とあるのは「法令」と、「とき」とあるのは「とき，又は変更前の所有者が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法（以下この項において「平成28年改正前の法」という。）第146条その他の法令の規定に基づき当該自動車に対して平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されないとき」とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中茨城県県税条例付則第26条の2の改正規定及び次条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条中茨城県県税条例第22条の3の改正規定及び付則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条中茨城県県税条例付則第18条及び第18条の2の改正規定並びに付則第7条の規定 令和3年4月1日
- (5) 第2条中茨城県県税条例第41条の13の6の改正規定及び付則第5条の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成31年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例付則第26条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

第3条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第22条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第4条 第1条の規定による改正後の茨城県県税条例（以下「新条例」という。）第40条の5の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第5条 付則第1条第5号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第41条の13の6第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の茨城県県税条例第41条の13の6第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

3 平成24年4月1日から令和元年9月30日までの間に総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項及び次項において「28年旧法」という。）附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（次項において「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）の施行の日以後最初に28年旧法附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した区域（次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成23年3月11日を地方税法等の一部を改正する法律

(平成31年法律第2号)附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の地方税法(次項において「元年10月新法」という。)附則第53条の2第2項第1号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域(次項において「自動車等持出困難区域」という。)を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例付則第33条の2第1項並びに第34条第1項及び第5項の規定を適用する。

4 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る28年旧法附則第52条第2項第1号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を元年10月新法附則第53条の2第2項第1号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例付則第33条の2第1項並びに第34条第1項及び第5項の規定を適用する。

第7条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例付則第18条及び第18条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第91号議案

取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会条例を廃止する条例

取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会条例（平成29年茨城県条例第38号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会条例第7条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第92号議案

茨城県交通安全条例の一部を改正する条例

茨城県交通安全条例（平成15年茨城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 県民は、自転車を利用する場合にあっては、自転車の運行によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができる保険又は共済（以下「自転車損害賠償責任保険等」という。）への加入に努めなければならない。

第4条に次の2項を加える。

- 2 事業者は、その事業の用に供する自転車（自転車の貸付を業とする場合にあっては、その貸付に係る自転車を含む。）の運行について、自転車損害賠償責任保険等への加入に努めなければならない。
- 3 事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための啓発を行い、かつ、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供に努めなければならない。
 - (1) 従業員が通常の通勤の方法として自転車を利用する場合 当該従業員
 - (2) 自転車の小売を業とする場合 当該自転車の購入者

第8条の見出し中「交通安全教育」を「交通安全教育等」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に、「交通安全教育」を「交通安全教育等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 学校等の管理者は、当該学校等に在籍し、又は入所している生徒等及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための啓発を行い、かつ、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するように努めなければならない。
- 4 生徒等の保護者は、その監護する生徒等に対し歩行者の安全の確保その他の交通事故の防止及び自転車の安全な利用について必要な指導を行うとともに、当該生徒等が自転車を利用する場合にあっては、その運行について自転車損害賠償責任保険等への加入に努めなければならない。

第9条第2項中「第71条の5第2項」を「第71条の5第3項及び第4項」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第2項中「自転車の交通事故による被害者を救済するための制度」を「市町村、自転車損害賠償責任保険等を取り扱う団体その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供、自転車損害賠償責任保険等への加入」に、「を行う」を「その他の必要な措置を講ずる」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（自転車の安全利用の推進）

第13条 県民及び事業者は、自転車の交通事故を防止するため、家庭、職場及び地域社会において、自転車の安全な利用の促進のための活動を行うよう努めなければならない。

- 2 県民及び事業者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めなければならない。
- 3 県は、自転車の安全な利用に関する啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第93号議案

大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例（平成17年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表の備考の1の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第94号議案

茨城県興行場法施行条例の一部を改正する条例

茨城県興行場法施行条例（昭和59年茨城県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号イ(イ)中「、喫煙室」及び「及び喫煙室」を削り、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

付 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第95号議案

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(有料公園区域及び有料公園施設)」に改め、同条第1項中「有料公園施設」を「有料公園区域（都市公園の区域の一部で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）及び有料公園施設」に改め、同条第2項中「は、」の次に「有料公園区域及び」を加える。

第11条第1項中「又は」の次に「有料公園区域若しくは」を加え、「別表第2(5)」を「別表第2(6)」に、「及び第3項」を「及び第4項」に改め、同条第2項中「有料公園施設」を「有料公園区域又は有料公園施設」に改め、同項ただし書を削り、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「又は有料公園施設の利用」を削り、「(有料公園施設の利用で許可を受けることを要しないものについては、当該利用の申込みの際)」を「又は有料公園区域若しくは有料公園施設の利用の申込みの際」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 有料公園区域を利用する場合における使用料は、第1項の規定にかかわらず、休息、散歩その他健康の保持増進のための利用の促進に資する場合として規則で定める場合は、徴収しないものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

(1) 有料公園区域

都市公園名	有料公園区域名	有料公園区域となる都市公園の区域
偕楽園	偕楽園本園	知事が別に定める区域

(2) 有料公園施設

都市公園名	有料公園施設名
偕楽園	好文亭
弘道館公園	弘道館
堀原運動公園	競技場、野球場、武道館、会議室
笠松運動公園	陸上競技場、補助陸上競技場、テニスコート、体育館、児童スポーツ広場、球技場、野球場、登はん競技場、投てき場、屋内水泳プール兼アイススケート場、アーチェリー場、会議室
砂沼広域公園	テニスコート、多目的広場
大洗公園	駐車場
港公園	展望塔
洞峰公園	陸上競技場、テニスコート、体育館、野球場、屋内水泳プール、会議室、駐車場
県西総合公園	テニスコート、体育室、会議室
大子広域公園	テニスコート

別表第2（5）有料公園施設を利用する場合の表弘道館公園の項中「200」を「400」に、「100」を「200」に、「150」を「300」に、「80」を「150」に改め、同表を別表第2（6）有料公園施設を利用する場合の表とする。

別表第2 (4) 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の表の次に次の1表を加える。

(5) 有料公園区域を利用する場合

都 市 公 園 名	有料公園区域名	利 用 の 種 別	単 位	金 額 (単位 円)			
				個人が利用する場合		20人以上の者が団 体で利用する場合	
				大 人	小 人	大 人	小 人
偕 楽 園	偕楽園本園	観 覧	1人1回につき	300	150	230	120

備考

- 1 「大人」とは、義務教育諸学校の生徒を除く15歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒をいう。

付 則

- 1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における利用に対して徴収すべき使用料の額について適用する。
- 3 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者は、改正後の条例別表第2に掲げる額の使用料を知事に納付しなければならない。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第96号議案

茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例の一部を改正する条例

茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例（昭和45年茨城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「公共用水域に係る水質基準」を「法第8条に規定する基準」に改め、同条第4項中「公共用水域の水質基準」を「前項の基準」に改める。

第16条第3項中「下水の水質の検定方法に関する省令」を「下水の水質の検定方法等に関する省令」に、「工場排水等の規制に関する法律施行規則に定める工場排水測定方法（日本工業規格K0102）」を「日本産業規格K0102」に改める。

付 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第97号議案

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例（昭和39年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

茨城県立太田第一高等学校附属中学校	常陸太田市栄町
茨城県立鉾田第一高等学校附属中学校	鉾田市鉾田
茨城県立鹿嶋高等学校附属中学校	鹿嶋市城山二丁目
茨城県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校	竜ヶ崎市平畑
茨城県立下館第一高等学校附属中学校	筑西市下中山

別表第2中茨城県立境高等学校の項の次に次のように加え、茨城県立岩井高等学校の項及び茨城県立坂東総合高等学校の項を削る。

茨城県立坂東清風高等学校	坂東市岩井
--------------	-------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

（茨城県立岩井高等学校及び茨城県立坂東総合高等学校の存続に関する経過措置）

- 2 この条例による改正前の茨城県立学校設置条例別表第2に規定する茨城県立岩井高等学校及び茨城県立坂東総合高等学校は、この条例による改正後の茨城県立学校設置条例別表第2の規定にかかわらず、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該高等学校に在学する者（施行日から令和4年3月31日までの間にこれらの者が属する学年に転入学し、編入学し、又は再入学した者を含む。）が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続するときの令和4年4月1日以後の茨城県立坂東総合高等学校の位置は、坂東市岩井とする。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第98号議案

茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の17の項中「6,800円」を「6,900円」に改め、同表の18の2の項中「12,300円」を「12,700円」に改め、同表の24の5の項中「9,700円」を「9,800円」に改め、同表の68の項中「38,000円」を「39,000円」に改める。

別表第2 その1の表16の項中「8,600円」を「8,700円」に改め、同表17の項及び18の項中「11,000円」を「12,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第99号議案

水戸市の中核市指定に係る申出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の24第2項の規定により，水戸市が総務大臣に対して中核市の指定に係る申出をすることについて同意するものとする。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 100 号議案

取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査に関する事務の受託の廃止 について

取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査に関する事務の受託は，令和元年 6 月 30 日限り廃止する。

令和元年 6 月 6 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 101 号議案

法人に対する出資について

次のとおり，法人に対して出資するものとする。

- 1 出資先 公益財団法人道府県センター
- 2 出資額 843,366,000円

令和元年 6 月 6 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 102 号議案

県有財産の売却処分について

下記により，県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

東茨城郡茨城町中央工業団地 3 番 8

土 地 86,197.38平方メートル

2 売却予定価格

金 1,327,439,652円

3 売却処分先

兵庫県尼崎市竹谷町二丁目183番地

株式会社M o n o t a R O

代表執行役社長 鈴木 雅 哉

令和元年 6 月 6 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 103 号議案

県有財産の売却処分について

下記により，県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

ひたちなか市大字長砂字渚163番70ほか1筆

土地 29,312.69平方メートル

2 売却予定価格

金 741,611,057円

3 売却処分先

東京都品川区東大井一丁目9番37号

株式会社加藤製作所

代表取締役 加藤 公 康

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 104 号議案

茨城県道路公社の有料道路事業の変更について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき、供用中の日立有料道路事業、水海道有料道路事業、常陸那珂有料道路事業及び第二栄橋有料道路事業に係る一部変更について、茨城県道路公社に対し、下記のとおり同意するものとする。

記

1 有料道路名 日立有料道路（県道日立中央インター線）

料 金

(旧)

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金 の 額	100	100	100	160	310

(新)

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金 の 額	100	100	100	170	320

2 有料道路名 水海道有料道路（一般国道354号）

料 金

(旧)

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料 金 の 額	150	210	210	320	580	20

(新)

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料 金 の 額	150	210	210	330	590	20

3 有料道路名 常陸那珂有料道路（県道常陸那珂港南線）

料 金

(旧)

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金 の 額	100	100	100	160	310

(新)

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金 の 額	110	110	110	170	320

4 有料道路名 第二栄橋有料道路（県道美浦栄線・若草大橋）

料 金

(旧)

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車	軽車両等
料 金 の 額	150	210	260	360	570	20

(新)

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車	軽車両等
料 金 の 額	160	210	260	370	580	20

実施予定年月日 令和元年10月1日

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 105 号議案

千葉県道路公社の有料道路事業の変更について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき、供用中の銚子新大橋有料道路事業に係る一部変更について、千葉県道路公社に対し、下記のとおり同意するものとする。

記

1 有料道路名 銚子新大橋有料道路（県道銚子波崎線・利根かもめ大橋）

料 金

（旧）

（通行1台1回につき 単位：円）

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料 金 の 額	150	210	210	310	570	20

（新）

（通行1台1回につき 単位：円）

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料 金 の 額	160	210	210	320	580	20

実施予定年月日 令和元年10月1日

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報

告

報告第2号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記5件のおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和元年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 1

平成30年度 茨城県一般会計補正予算（第4号）

平成30年度茨城県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,106,949,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成31年 3月29日

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		382,107,161 ^{千円}	449,727 ^{千円}	382,556,888 ^{千円}
	1 県 民 税	125,752,695	125,811	125,878,506
	2 事 業 税	86,339,052	△ 62,197	86,276,855
	3 地 方 消 費 税	68,182,260	339,230	68,521,490
	5 県 た ば こ 税	3,337,419	46,883	3,384,302
3 地 方 譲 与 税		50,473,584	△ 109,595	50,363,989
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	46,249,284	6,128	46,255,412
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4,045,113	△ 113,912	3,931,201
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	178,603	△ 1,813	176,790
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	584	2	586
5 地 方 交 付 税		186,463,131	232,947	186,696,078
	1 地 方 交 付 税	186,463,131	232,947	186,696,078
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		760,864	△ 34,264	726,600
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	760,864	△ 34,264	726,600
10 財 産 収 入		2,749,486	1,199,737	3,949,223
	2 財 産 売 払 収 入	1,819,010	1,199,737	3,018,747
14 諸 収 入		76,610,392	108,558	76,718,950
	4 貸 付 金 元 利 収 入	59,972,865	100,000	60,072,865
	6 収 益 事 業 収 入	7,602,872	△ 91,442	7,511,430
	8 雑 入	4,852,194	100,000	4,952,194
15 県 債		125,052,100	△ 346,600	124,705,500
	1 県 債	125,052,100	△ 346,600	124,705,500
歳 入 合 計		1,105,449,234	1,500,510	1,106,949,744

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		38,337,321 ^{千円}	2,474,734 ^{千円}	40,812,055 ^{千円}
	1 総務管理費	23,472,182	2,760,912	26,233,094
	2 徴税費	10,991,140	△ 283,312	10,707,828
	7 諸費	754,079	△ 2,866	751,213
10 警察費		61,491,824	△ 95,371	61,396,453
	1 警察管理費	56,035,354	△ 95,371	55,939,983
11 教育費		273,958,245	△ 495,147	273,463,098
	1 教育総務費	50,112,139	△ 102,769	50,009,370
	2 小学校費	84,247,076	△ 138,836	84,108,240
	3 中学校費	46,184,879	△ 115,565	46,069,314
	4 高等学校費	60,104,349	△ 83,350	60,020,999
	5 特別支援学校費	24,007,688	△ 54,627	23,953,061
13 公債費		149,685,966	△ 64,495	149,621,471
	1 公債費	149,685,966	△ 64,495	149,621,471
14 諸支出金		127,827,074	△ 114,696	127,712,378
	3 利子割交付金	616,641	△ 5,059	611,582
	5 地方消費税清算金	65,937,882	△ 109,637	65,828,245
15 予備費		300,000	△ 204,515	95,485
	1 予備費	300,000	△ 204,515	95,485
歳出合計		1,105,449,234	1,500,510	1,106,949,744

第2表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 283,700	千円 —	千円 283,700	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	614,200	△ 100	614,100			
湛水防除事業	53,600	—	53,600			
土地改良事業	3,158,800	△ 1,200	3,157,600			
河川事業	13,592,400	△ 700	13,591,700			
海岸整備事業	277,300	△ 500	276,800			
砂防事業	91,500	△ 200	91,300			
急傾斜地崩壊対策事業	251,500	△ 100	251,400			
港湾整備事業	710,100	—	710,100			
道路橋梁整備事業	21,278,600	△ 25,400	21,253,200			
街路事業	1,849,900	△ 2,000	1,847,900			
空港整備事業	11,300	—	11,300			
放課後児童クラブ整備事業	48,500	—	48,500			
産業技術専門学院整備事業	80,700	—	80,700			
栽培漁業センター施設整備事業	9,600	—	9,600			
体育施設整備事業	895,500	△ 37,400	858,100			
公営住宅建設事業	620,100	△ 1,200	618,900			
過年補助災害復旧事業	—	20,800	20,800			
現年補助災害復旧事業	3,900	—	3,900			
過年直轄災害復旧事業	22,100	—	22,100			
単独災害復旧事業	149,300	△ 100	149,200			
児童福祉施設整備事業	20,600	—	20,600			
老人福祉施設整備事業	345,600	—	345,600			
障害福祉施設整備事業	895,800	△ 9,300	886,500			

県庁舎等整備事業	750,900	△	27,300	723,600			
交通安全施設整備事業	675,400		—	675,400			
警察施設整備事業	1,391,700	△	2,800	1,388,900			
公園事業	543,600	△	100	543,500			
高校整備事業	1,758,000	△	133,800	1,624,200			
文化施設整備事業	106,700	△	6,700	100,000			
社会教育施設整備事業	171,700	△	100	171,600			
特別支援学校整備事業	906,200	△	20,900	885,300			
空港周辺整備事業	31,300	△	300	31,000			
地域鉄道設備等整備事業	29,900	△	7,000	22,900			
石綿対策事業	83,400	△	1,100	82,300			
災害救助対策事業	2,700		—	2,700			
狩猟者研修センター整備事業	3,000	△	1,800	1,200			
フラワーパーク施設整備事業	85,000		—	85,000			
アクアワールド茨城県大洗水族館整備事業	31,500	△	100	31,400			
消防施設整備事業	41,100	△	200	40,900			
つくば創業プラザ分室整備事業	31,200		—	31,200			
農業大学校施設整備事業	99,700	△	9,700	90,000			
農業総合センター施設整備事業	38,800		—	38,800			
原種苗センター整備事業	14,900		—	14,900			
園芸リサイクルセンター整備事業	18,200		—	18,200			
畜産センター施設整備事業	61,900		—	61,900			
食肉センター施設整備事業	33,800		—	33,800			
水産試験場施設整備事業	135,900	△	600	135,300			
とうかい代船建造事業	278,700	△	7,300	271,400			
地域活性化事業	345,300	△	500	344,800			
防災対策事業	424,200	△	1,800	422,400			

合併特例事業	4,297,700	△	200	4,297,500			
地方道路等整備事業	1,083,100	△	100	1,083,000			
緊急防災・減災事業	1,382,500	△	56,800	1,325,700			
上水道事業出資金	615,000	△	10,000	605,000			40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	64,308,900		—	64,308,900			30年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金貸付金	5,600		—	5,600	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	125,052,100	△	346,600	124,705,500			

別記 2

平成30年度 茨城県公債管理特別会計補正予算（第2号）

平成30年度茨城県公債管理特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,446千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256,985,294千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成31年3月29日

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		257,014,740 ^{千円}	△ 29,446 ^{千円}	256,985,294 ^{千円}
	1 財産収入	64,182	81	64,263
	2 繰入金	41,028,658	△ 29,527	40,999,131
歳入合計		257,014,740	△ 29,446	256,985,294

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理支出		257,014,740 ^{千円}	△ 29,446 ^{千円}	256,985,294 ^{千円}
	1 公債費	257,014,740	△ 29,446	256,985,294
歳出合計		257,014,740	△ 29,446	256,985,294

別記 3

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「ときは」の次に「、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「又は法第20条の5の2第2項」を加える。

第25条の3第1項中「第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）」に、「当該寄附金の額の合計額が」を「当該特例控除対象寄附金の額の合計額が」に改め、同条第2項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

第66条の2中「し、及び」を「行う場合において、」に、「次条第1項」を「、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構を経由して、次条第1項」に、「場合には」を「ときは」に改める。

付則第7条の4の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第41条第3項第2号」を「第41条第5項」に改め、「特定取得」の次に「又は同条第14項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第3項とする。

付則第7条の5中「同条第1項第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

付則第7条の7中「第25条の3第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに」を「第25条の3第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「特例控除対象寄附金」という。）とあるのは「特例控除対象寄附金」という。）（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同条第2項及び」に、「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に改める。

付則第9条第1項中「第25条の3第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項において「地方団体に対する寄附金」という。）」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「同号」を「第1号」に、「地方団体の長に」を「同項に規定する都道府県知事等に」に、「当該地方団体の長」を「当該都道府県知事等」に改める。

付則第9条の2第1項中「第25条の3第1項第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付則第17条の5第2項中「附則第12条の2の2第2項各号に掲げる自動車」を「附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第3項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「附則第12条の2の2第4項各号に掲げる自動車」を「附則第12条の2の2第4項に規定するガソリン自動車」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第5項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第6項中「附則第12条の2の2第6項各号に掲げる自動車」を「附則第12条の2の2第6項に規定するガソリン自動車」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第7項及び第8項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

付則第17条の5の3第1項から第5項までの規定中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第6項

中「供する自動車」の次に「又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第7項及び第8項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第9項中「から第12項まで」を「及び第11項」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日（法附則第12条の2の4第9項第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同条第10項中「次項及び第13項」を「第12項」に改め、「。次項において同じ」を削り、「。第13項」を「。第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第12条の2の4第12項各号」を「附則第12条の2の4第11項各号」に、「平成31年3月31日（法附則第12条の2の4第12項第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に、「第46条第1項」を「同項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「及び」を「又は」に改め、「3.5トンを超え」の次に「8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え」を加え、「平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第12条の2の4第14項」を「附則第12条の2の4第13項」に改め、同項を同条第13項とする。

付則第18条第1項中「同項各号に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「附則第12条の3第5項各号」を「附則第12条の3第2項各号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円

第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円

	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号ア	12,000円	3,000円
第1項第5号イ	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第1項第5号ウ	26,500円	7,000円
	第1号	付則第18条第2項の規定による読替え後の第1号
	16,700円	4,500円
	第2号	付則第18条第2項の規定による読替え後の第2号
	9,000円	2,500円
	18,500円	5,000円
	11,500円	3,000円

	25,500円	6,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第3項	同号ア(ア)	付則第18条第2項の規定による読替え後の同号ア(ア)

付則第18条第4項を同条第2項とし、同条第5項中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第2項第4号に規定する総務省令で定めるエネルギー消費効率」に、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「法附則第12条の3第5項第4号」を「同号」に、「同条第6項」を「同条第3項」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同号に規定する総務省令で定めるもの」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円

	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円

	29,000円	14,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
	第1項第3号イ	33,000円
41,000円		20,500円
49,000円		24,500円
57,000円		28,500円
65,500円		33,000円
74,000円		37,000円
83,000円		41,500円
第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号ア	12,000円	6,000円
第1項第5号イ	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第1項第5号ウ	26,500円	13,500円
	第1号	付則第18条第3項の規定による読替え後の第1号
	16,700円	8,500円

	第 2 号	付則第18条第 3 項の規定による読替え後の第 2 号
	9,000円	4,500円
	18,500円	9,500円
	11,500円	6,000円
	25,500円	13,000円
第 2 項第 1 号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第 2 項第 2 号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円
第 3 項	同号ア(ア)	付則第18条第 3 項の規定による読替え後の同号ア(ア)

付則第18条第 5 項を同条第 3 項とする。

付則第24条第 1 項中「平成31年 3 月31日」を「平成36年 3 月31日」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「平成31年 3 月31日」を「平成36年 3 月31日」に改める。

付則第24条の 2 第 1 項中「平成31年 3 月31日」を「平成36年 3 月31日」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第26条の 4 第 1 項中「同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第41条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2 の 2」とを削り、同条第 2 項中「第 6 項」を「第 9 項」に、「付則第 7 条の 4 の 2 第 4 項」を「付則第 7 条の 4 の 2 第 3 項」に改める。

付則第32条第 1 項中「第44条第 1 項の」を「第44条第 2 項に規定する」に、「平成31年 3 月31日」を「平成31年 9 月30日」に改める。

付則第34条第 1 項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(2) 平成31年 4 月 1 日から同年 9 月30日までの期間 平成31年度分

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、茨城県県税条例第25条の 3 並びに付則第 7 条の 5、第 7 条の 7、第 9 条第 1 項及び第 9 条の 2 第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項から第 4 項までの規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の茨城県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第25条の 3 並びに付則第 7 条の 5、第 7 条の 7 及び第 9 条の 2 第 1 項の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第25条の3並びに付則第7条の5、第7条の7及び第9条の2第1項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第25条の3第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
第25条の3第2項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び前項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）の額
付則第7条の5	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第25条の3第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）の額
付則第7条の7	，同条第2項	，「限る」とあるのは「限り、同法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く」と、同条第2項
	とする	と、「限る」とあるのは「限り、同法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く」とする
付則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第25条の3第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の地方税法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付

4 新条例付則第9条第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の茨城県県税条例（付則第4条第2項において「旧条例」という。）第25条の3第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、県民税の所得割の納税義務者が同日から平成31年12月31日までの間に支出する新条例第25条の3第1項に規定する特例控除対象寄附金に係る新条例付則第9条第2項の規定の適用については、同項中「第7項まで」とあるのは、「第7項まで及び地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第7項後段の規定により読み替えて適用する法附則第7条第2項及び第6項」とす

る。

(自動車取得税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例付則第34条第1項の規定により納税義務を免除される平成29年度分及び平成30年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付又は同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成31年3月29日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 4

損害賠償の額の決定について

国道408号で発生した工作物等破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

- 1 損害賠償の額 金 1,220,400円
- 2 損害賠償の相手方
つくば市 個人
- 3 事故発生の日時及び場所
平成30年10月1日（月）午前2時頃
つくば市牧園1番地6地内
- 4 事故の概要

国道408号の街路樹が強風により倒れ、工作物等を破損した。

（注）上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成31年4月9日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 5

和解について

動物指導センター所属の普通貨物自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

笠間市 個人

2 和解の内容

(1) 平成29年12月1日（金）午前9時35分頃、石岡市大増701番地地先県道上で発生した事故

(2) 事故の概要

動物指導センター所属の職員が、普通貨物自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の小型乗用自動車と衝突し、損害を受けた。

(3) 茨城県が支払を受ける損害賠償額 1,658,186円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和元年5月23日

茨城県知事 大井川 和彦